

## 若者の出会いの場創出事業業務委託 仕様書

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。

企画提案競技後、由利本荘市（以下「市」という。）は契約候補者と協議を行い、協議が整った際は必要に応じて仕様書を契約候補者の企画提案内容等に合わせて修正の上、契約を締結する。

### 1 委託業務名

若者の出会いの場創出事業業務委託

### 2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

### 3 事業の目的

若者同士の自然な出会いの場を創出するためのイベントや、真剣な出会いを探している人向けのイベントなど、多様な出会いの場を提供するとともに、身近かつ多様な既婚者のロールモデルの提供や、結婚・子どもをもつことについて考えるワークショップの開催等によって、若者のライフデザインを支援し、結婚や子育てへの機運を高める。

### 4 業務の内容

#### (1) イベントの企画立案及び実施

##### ①若者同士の自然な出会いの場を創出するためのイベントの開催（友活寄り・3回程度）

参加要件に性別や未婚・既婚等の縛りを設けず、年代が気軽に集まって楽しめる場の提供

（例）みんなでスポーツやゲームを楽しみながら交流するイベント

【募集定員】30名程度

【対象年齢】概ね20～40歳くらいまで

##### ②真剣な出会いを探している方向けのイベントの開催（恋活寄り・2回程度）

参加要件（年代・独身であること等）を設定し、男女で共同作業等を行うなど、自然と交流が深められるイベントの開催

（例）調理イベント、ものづくり体験イベントなど

【募集定員】20名程度（内容によってより少数の募集とするなど、人数の増減は可能とする。）

【対象年齢】概ね20～40歳くらいまで

##### ③若者が結婚に前向きになるきっかけを提供するためのライフデザイン支援

身近かつ多様な既婚者のロールモデルを提供したり、結婚や子どもをもつことについて考えるワークショップを開催したりすることによって、自分がどういう人生を望んでいるかを俯瞰的に考え、そのためにはどういった行動が必要になるのかということに気付く機会を提供する。

【開催方法】①、②のイベントと抱き合わせで実施

【実施回数】2回程度

#### ※留意事項

- ・イベントは、平日の夜や休日など、日中働いている方も参加しやすい時間帯に設定すること。
- ・独身の男女がイベントに参加しやすくなるための工夫をすること。
- ・事業実施にあたり飲食費が生じる場合、当該費用は参加者から徴収すること。
- ・飲食費を徴収する場合は、その金額と金額設定の根拠を示すこと。

## (2) イベント参加者の募集・とりまとめ

- ①市が行う市公式サイト、SNS等による募集告知に加えて、ポスターやチラシ、SNS等でイベントを周知し、参加者を募集すること。
- ②参加の申込受付・定員管理等を行うこと。参加予定人数を市に随時報告し、情報共有すること。
- ③参加申込が定員を大幅に超過する場合は、抽選等により人数を調整すること。

## (3) イベント当日の対応

- ①参加者同士が交流を深められるように進行・サポートを行うこと。
- ②参加者の受付・出欠のとりまとめをすること。
- ③恋活寄りイベントでは参加者同士が連絡先を交換する時間を設けること。
- ④参加者がリラックスして相談や交流できるよう、柔らかな雰囲気的空間デザイン。

## (4) 事後対応

- ①イベント終了後、参加者に対しオンライン回答にも対応したアンケート調査を実施すること。  
※アンケートの項目等については、事前に市と協議すること。
- ②アンケート結果を集計し、分析をした上で市に報告すること。
- ③SNS等を活用してイベントの実施内容を効果的に発信し、次回以降の新規参加者獲得につなげること。

## (5) アフターフォロー

イベント終了後も、参加者同士の交流が促進されるような工夫をすること。

(例) 参加者同士の連絡先交換の仲介、イベント終了後の任意の飲み会の企画 など

## 5 成果品の提出

受託者は以下に掲げるものをすべて電子データで市に提出すること

- (1) 業務完了報告書(任意様式)
- (2) 参加者受付名簿
- (3) イベントの実施状況が確認できる写真等
- (4) アンケート調査の実施結果(分析を含む。)
- (5) 前各号に掲げるもののほかイベントに関する参考データ

## 6 成果品の帰属

本業務の成果品の所有権は、すべて市に帰属するものとする。受託者は本業務の成果品を市の了承を得ずに、市への納品用途以外に利用してはならない。

## 7 その他

- (1) 委託業務の遂行に当たっては、市と十分協議して実施すること。
- (2) 受託者は、事業の実施体制を整備し、確実に履行すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、市と受託者が協議の上、業務を進めるものとする。